

近代天皇制国家と〈時間の習俗〉

今 西 一

柳田国男が生まれた、兵庫県神東郡田原村辻川（現神崎郡福崎町西田原辻川）は、「古く開けた港の飾磨津から北上して生野の方へ達する道」に沿った村である。「私（柳田——引用者）の家は辻川の村を貫いている道に面していた。この道は昔からさまざまの人が通っている。ことに鳥取と京都の間を通う際に、とくに途中で大阪を訪う必要があったとすれば、この街道が近道として選ばれた」。そこで人や荷物の往来も激しく、「ます屋」という宿屋の前には「人力車の立場（中継所）」もあった。

明治十年代の辻川の街道には、姫路の「^{まどがた}形的あたりを朝立ち」してきた魚売りたちが立ち、「北の方からは山茶売りも下って来」るし、「牛の背に幾把かの薪を乗せて、薪売りも」やってくる。この他に、猪売り・鹿売りたちも往来している。柳田は、この故郷の風景を思い出しながら、「いわゆる新井白石流の歴史であれば、政権の変遷だけで時代を区切ることが出来るが、こうした人間の歴史は、必ずしも時代の変遷を輪切りのように区切るわけにはゆかない」と述懐している^①。

一 村の年中行事

917

辻川に隣接する福崎村の大正期頃の『風俗調査』^②によると、正月三日の内、一日は神社参詣をして、村内有力者

近代天皇制国家と〈時間の習俗〉

六一五

のもとに回礼する。学校では拝賀式が行なわれ、村長・学務委員・青年会長・村会議員・区長その他有志が参列して賀辞を述べる。二日には、神官・僧侶が杓子その他の日用品を年玉として村内各家を廻り、村民は答礼として封金十銭内外を年玉として持参する。七日から十五日の間には、「御節会」といって親戚を招いて馳走する家があつたが、「漸次衰えて」いる。十四日の晩には、注連縄を外して「トンド」と称してこれを焼き、その火で鏡餅をあぶつて、翌十五日の朝に小豆粥と混ぜて食する。十六日には新婦は実家に帰り、下男・下女も同日に藪入をする。旧暦の十二月八日には「糰もち祭り」とし、フイゴを掃除して神を祭り、鍛冶職は一日休業する。また旧暦の十二月一日は「乙子朔」で、烏の鳴く前に茄子の味噌漬けを食べれば溺死を免れるという「迷信」があり、やはり旧暦の一月三十一日と八月三十一日に「節季払い」が行なわれている。このように「旧暦」の行事も、人々の生活のなかにしつかり根付いている。

二月の初午の日は、稲荷信仰が古くから行なわれている。祠前に赤提灯を点じ、旗幟を立て、赤飯や餅団子を供え、子供角力等が催されて稲荷祭りが行なわれている。節分には、村民は夕方から産土神に詣り、祠前に炬火きまき(たいまつ)を焚き、家毎に神の正月として餅を神前に供え、熬豆を室内に撒いて、福は内を唱える。また鯛の頭を戸外に挿んで、邪鬼を払っている。鬼追いとしては「追儼おび」行事が有名である。妙徳山文殊院、七種山作門寺、八徳山八葉寺等では、寺僧が疫癘えまの夜叉に装束して駆けまわる。旧正月十日は、夷子講として蛭子社に詣る。井の口に夷子社があり、人々は福を願つて吉凶を買い、商家は帳面を綴り始め、商工人は夷子詣りとして夷子神の像を掲げて饗宴を張る。また旧正月・五月・九月の三カ月は三長月として仏説で吉とされ、「お日待」がおこなわれる。三・十三・十七・二十三・二十七日には夜すがら眠りにつかず、知人隣保相集まつて社寺に参詣し、僧侶に経を読ませたり「逸遊嬉戯」をして朝日の出るのを待っている。他に「野施行」と言つて、御子という者が来て、白衣のままに稲荷を祭つて経文を誦し、白幣をもって諸山の狐を呼び集め、御玉と称して握り飯を施行する。稲荷の妙香を移して「衆庶の煩悶不浄」を去ら

すが、今は殆んど其跡絶えたり」という。

三月には「涅槃会」を休日として、豆を炒って仏前に供えこれを食する。当日、各寺では釈迦入滅の絵を掲げる。彼岸の中日には、一般に休業して蓬団子（彼岸団子）を作つて仏前に供え、村民は檀那寺へ参詣する。聖徳太子の例祭を「太子祭り」とし、職工等は参詣する。若連中は溝口の太子様に参詣し、福の取り合いをする。旧二月一日を「ヒトへ正月」という。休業して、若連中は集合して雑談をし、子供は喜んで遊戯をする。夕食には五目飯、白飯等を馳走する。

四月は「旧三月節句」として女兒のある家は雛を祭る。四月三日は「灌仏会」、俗に花見と称して、天氣の好き日を選んで山や野に遊ぶものが多い。旧三月二十一日は、「御大師様参り」と称して、地方の大師堂に参拝する。この頃は時候が旅行に適するので、伊勢参宮、広峯参り、山上参り、小豆島大師参り、善光寺参り、西国参り等が行なわれる。伊勢参宮は「汽車なき以前は、種々なる習慣ありしが、今は殆んどあとかたもなくなれり」と言われている。しかし、「どこにも一部落を数区に分けて、数軒ないし十数軒毎に伊勢講を結び、普通毎月一回講員は輪番に一家に集り、天照大神をまつり酒食を」なしている。また「広峯神社は百姓の神なり、田畑の神なり」と称して、春秋二回は必ず広峯社に参詣している。

五月には、旧四月八日を「灌仏会」として、釈迦の降誕を祝し、天台・日蓮・禅宗等の各派では、お堂に蓮華草・蒲公英等の花を棚に飾り、仏像を祭つて団子・甘茶を供える。各家で寺の「甘茶を硯に入れ墨を摺り、『ちゃ』の二字を書きて柱に貼付くれば、百足虫の侵入を防ぐ」と信じられていた。また五月には、「魚島」と称して、魚の値が安い時に、平素よりやや多くの魚を食する日がある。婚礼等をこの日にして、親戚・知人を招いて宴会を開いている。苗代から彼岸までは、毎日午後一時頃から一、二時間「昼寝」をする。

六月の「端午の節句」には、男の子のある家では幟を揚げ、宵節句には菖蒲湯を立てて、菖蒲・蓬・梅檀の葉を寝

床の下に引いたり、屋根の上に並べたりする。また稲の挿秧が終わる頃に、「野上り休み」として村落全体（各部落毎）で一日休業する。夏期の場合、毎日曜日に「村休み」を定める村もあり、適当に休む村もある。農閑期の休業中に、「在郷軍人会、青年会、父兄会、婦人会その他各種の講演会」が開催される。そして麦の収穫が過ぎた頃、「秋廻り」として近在の社寺等が穀物の布施を取りに来る。「毎年来るのを常とするが、檀那寺、広峯神社、鹿谷の権現社等にして、青年会の秋廻は追々止みかけた傾向」である。

七月には「昔は湯立に種々の催し」があつたが、今は村休みして神社に酒等を供えるのみである。旧六月最初の亥の日は、「田祭り」として「栗の枝、ススキ、萩、扇葉、箒草を杷に束ねて田の水口に挿して田の神を祭る」。『虫送り』は七月二十日から三十日の間に、一戸一人宛て松明を点じ、実盛と供の薬人形を作って、行列の先導の者は「実盛先立ち、稲虫はお供せい」と言い、鐘太鼓で囃して村境まで送りつける。旧六月一日にはカキモチを焼いて神殿に供え、「水餅」といつて食する。また「土用の腹餅」といつて土用の日に餅を食い、土用の丑の日には「土用の丑湯」として温泉、薬湯、もしくは海水浴をする。夏期の早魃時には、「雨乞い」をすることがある。

八月には、旧七月六日の朝、「七夕祭り」として色紙の短冊に短歌を記し、二本の笹に結んで垂れる。翌日は七月盆と称して村内一般に休業し、早朝より墓の掃除、膳碗の類を洗い、仏具磨きをする。翌々八日早朝には、子供たちは笹と供物を付近の川に流している。旧七月九日の夕方は、俗に「四万六千」と称して観音を祭り、平座の珠子を操る。一度参詣すれば、四万六千回参詣したのと同じになると伝えられている。「盂蘭盆会」の様子は、旧七月十三日をもつて商人は上半期の取引を終え、各家では中元の御祝儀の贈物をし、十四・十五日の両日は盆の準備をする。十三日の夕方、線香・花等を持って墓所に至り、祖先の靈魂を迎えて帰り、直ちに仏壇に奠座を引いて祭る。十四・十五日は仏の生前に好みの物を三度く、供え、十五日の夕方には川辺に精霊を送る。盆の十六日には「盆踊り」が行なわれる。「なかには男が女装し、女が男装し、或いは鼻上に鉢巻、菅笠、仮面を着け」て踊り、「踊りの始まる時、踊りの

最中、終に酒、握飯を出す所」もある。「仲々面白き習慣なるが、此時処女が誘惑せられて節操を乱す者も出来、一般の風俗を紊乱する傾向なきにしもあらず」としている。

旧七月二十四・二十五日は地藏祭り、菓子・果物等を供え、提灯・灯籠を吊している。八月二十五日には寺組合の僧侶、即ち近在の寺七カ寺または八カ寺の僧侶が互いに集まって、六百余の経文を誦経している間に、寺の虫干しが行なわれる。「施餓鬼」には通常、普通施餓鬼、添施餓鬼、廻施餓鬼の三種類がある。普通施餓鬼は、八月七日から十五日まで、毎晩誦経して仏に供養する。廻施餓鬼は、八月七日から十七日までの間に適当な日を選び、各寺組合の僧侶が集まり、昼食後に供養をする。

九月の秋彼岸は、春彼岸と同じで、各家とも仏を丁寧な祭りに、殊に中日は村内一般に休業する。「八朔」は、昼寝の取り上げと称して、この日も休業する。旧八月十五日は「芋明月」といって芋を食し、「月見」をせずに寝床に入る者が多い。八幡社のある所では、旧八月十四日に「八幡祭り」をする所がある。

十月の「氏神祭礼」は、以前は祭礼の日も異なり、競って屋台を担ぎ練り廻したが、「近時は」「祭礼日も大抵十月十六、十七両日に定めて執行」され、「祭曲に際して衣服を新調する習慣」もなくなった。「宵宮」の当日は、午年八時頃より神社の境内を掃除して幟等を立てて準備をする。「神社にては角力、芝居、浪花節等の催あり。又神宮の祝詞を上ぐる地方」もあつた。また同月には、各農家が稲の最も早熟なる一部を刈取り、粃を炙つて「焼米」を作り、神仏に奉納した。

十一月には、現役兵が義務を終えて帰郷すると、村民が迎えて産土神に詣り、同夜饗宴する。「亥の子」は、古来より「玄猪の祝」として一般に牡丹餅を作り、猪の神を祭る。「算用講」では、各部落共有諸入費の収支決算報告・協定をし、餅を搗いて饗宴をする。農民が収納した米を、「秋廻り」と称して、「徒に鉢叩の輩、称名念仏の下に徘徊して其懐中を肥やし、青年会の如きは夜学校の実収にとて秋廻り」をしている。

十二月には、入営者がある時は、入営前日、即ち出発当日に親戚・近隣の者を招いて祝宴を開いている。「歳暮」としては、外舅姑と婿の家で鏡餅・乾魚等を贈答し、職工も親方・恩人に鏡餅等を贈る。寺院では、真宗の場合、二月某日初夜より三日間、「報恩講」が行なわれ、天台宗でも「高祖会」が持たれる。

二 村の「祭り」と国家の「祝祭日」

以上のように大正期の福崎村の「年中行事」を見ても、旧暦を中心にして人々の生活が動いていることが分かる。しかし、柳田が幼少の頃、一年間ほど預けられていた辻川の元大床屋三木家の『農業日誌』のなかの雇人たちの「休み日」を見ると、一八九八年は、旧正月、戎（恵比寿）祭り、文殊祭り、蓑日、野休み、田祭り、氏神祭り、宵節句といった伝統的な祭りだけである。ところが一九一五・六年には、神武天皇祭、招魂祭、明治天皇祭、一九三〇年には紀元節、陸軍記念日といった国家の祝祭日が入々の生活のなかに侵入し、「村の祭り」から「国家の祝祭日」へと転換してきている（表参照）。

このような「国家の祝祭日」の強制は、いつ頃から激しくなるのであろうか。兵庫県下佐用郡の例を見ると、一九〇九年一月に「佐用郡年中行事」が定められ、郡役所から「大祝日は休業し国旗を掲揚す」として、地久節・教育勅語下賜記念日・陸海軍戦捷記念日・軍人遺族記念日等には「国旗を掲揚し相当敬意を表すもの」と義務付けている。また正月の休日、盂蘭盆会、取引、歳の市、傭人の出代り、氏神祭典、野休みまで細かく規定し、一月一日の「四方拝」から十二月三十一日の「大祓」までの毎月の行事を決めている。そして四方拝、元始祭（一月三日）、孝明天皇祭（同月三十日）、紀元節（二月十一日）、春季皇霊祭（彼岸中日）、神武天皇祭（四月三日）、盂蘭盆会（八月十四・十五・十六日）、神嘗祭（十月十七日）、天長節（十一月三日）等を「必ず休業すること」としている。^③ わざわざ春秋彼岸を「皇霊祭」と呼んだり、四月三日の旧「節句雑祭」を「神武天皇祭」としたりして、民衆の「祭り」を国家の「祝祭

日」に改変している。柳田はまた、「民間暦」にも気がつかず、「ただ今日という所の何々サイという類の催しを以て、国民を統一し得られると思うようだったら、祝祭日という名称の如きは、むしろない方が害が少なからう」と、明治国家の祝祭日政策を厳しく批判している。

三 国家への奉仕団体としての「村」

この祝祭日の定着は、日露戦後の地方改良運動と強く結びついている。いやむしろその重要な一環と言った方が正確かもしれない。神崎郡田原村大門地区では、一八九四年三月七日の「組中老統会同協議決定」を作成し、「賭博及札事等ヲ一切禁ズル事」(策壹条)、「組中エ対シ何事ニ不依不都合ヲ与ル事ヲ禁ズ」(第貳条)、そして第參条に「前書之通り条約ニ違背スル者ハ組内之講事及葬式等尚又平日之交際ヲ堅禁ズ」として「村八分」や、「前条之意ヲ背」く者の「組長」への密告を決めている。

一九一〇年三月の田原村田尻組の全員加盟制の「申合規約」は、まず「村民ノ弊習ヲ矯正シ、善良ナル風儀ヲ維持シ、公衆ノ危害ヲ予防シ、以テ基礎確實ナル村ノ發達ヲ遂ゲ、奉公ノ実ヲ挙ルヲ以目的」(第一条)としている。内容は、賭博の禁止(第三・四条)、窃盜の禁止(第五・六・七・九条)、人への罵言・婦女への悪戯・家物什器などへの悪戯の禁止(第八条)、家族・雇人の内所物の買取・炊事宿の禁止(第十条)、火事の防止(第十一・十二条)、伝染病の予防(第十三条)、集会の遅刻の禁止(第十四条)、集会での「使喚教唆」の禁止(第十五条)、違反者の処罰の方法(第十六・二十条)等々が決められている。違反者が全て罰金刑になっているところが、一八九〇年代とは大きく異なっている。翌一九一一年の日付のある八千種村大貫西組の「申合規約」は、「葬儀」「仏供」「祝儀」「基本財産処分」事項として、冠婚葬祭の簡素化や村の「基本財産」のことが規定されている。

日露戦後の増税政策の遂行のためにも、村が国家に対してだけ開かれ、国家に「奉仕」する団体へと変貌すること

13日 18日 19日 20日 21日 24日 25日 28日 29日 30日	家台土用干にて村休 戎祭礼に付村休	氏神夏祭りにて村休 田祭休 夏恵美須村休 明治天皇3年祭及土用干し村休	田祭休 氏神祭礼村休 夏文殊村休 午後村休 明治天皇祭休	氏神夏祭休 熊野神社夏祭り休 土用干し村休 明治天皇祭村休	氏神夏祭村休 夏文殊村休 土用干休	氏神祭礼村休 消防土用干し村休 夏文殊村休
8月1日 2日 3日 5日 10日 12日 14日 16日 17日 21日 22日 23日 24日 25日 27日 29日 30日 31日	氏神夏祭りにて村休 旧7日盆に当り村休 旧7月14日に当り盂蘭盆にて休み 盂蘭盆にて休み	夏文殊村休 7日盆村休 旧盆休 旧盆休	旧7日盆休 盆休 24日盆休 村休(氏神にておひ待) 村休	夏文殊村休 旧7日盆休 旧盆休 旧盆休 天長節・旧24日盆村休	旧7日盆休	午後村休 7日盆休 旧盆休 旧盆休 24日盆休
9月1日 2日 3日 4日 6日 7日 9日 10日 12日 16日 23日 24日	昨夜盆踊せしゆえ休み 24日盆にて村休 旧暦8月朔日にて村休	旧24日盆休 村休	旧初文殊村休 雨休	八朔村休 彼岸の中日村休	旧盆休 旧盆休 旧24日盆休み	午後村休 村休(旧8月1日) 皇太子殿下御帰朝奉祝奉村休 秋季皇霊祭
10月1日 2日 16日 17日 22日 23日 31日	宵節句に当る節句休み	郡招魂祭村休 氏神祭礼休 氏神祭礼休 天長節休	午後村休	氏神秋季祭礼 氏神祭礼休 新嘗祭休日	氏神秋季祭礼 氏神祭礼休 天長節休	午後村休 本郡青年大会 氏神秋季祭礼休 氏神祭礼休
11月2日 3日 10日 14日 19日 23日 30日		御大典休 即位式大嘗祭村休 入営に付休	立太式村休 郡生産品評会休	兵帰りに付午後村休日	新嘗祭休日 兵帰りに付午後村休日	
12月2日	祝言ため村休					

(出典) 各年度「農業日誌」(兵庫県神崎郡福崎町 三木美子氏所蔵文書)。

村の「休み日」

	1898年	1915年	1916年	1926年	1930年	1936年
1月1日	休日	休日	休日	正月休	正月休	正月休
2日	休日	休日	休日	正月休	正月休	正月休
3日	休日	休日	休日	正月休	正月休	正月休
10日					初恵美須村休	
23日	旧正月2日休み					
26日					旧正月休	
30日	旧1月10日戎祭 に付き村休み					
31日						
2月4日	旧正月15日に 付き休み		旧正月休み 旧正月休み			旧正月休 旧正月休 旧正月休
5日						
8日						
9日						
10日						
11日					紀元節休 旧15日正月休	
13日		旧正月休 旧正月休	初恵美須村休	旧正月休 旧正月休		
14日	文殊祭祀に付き 村休み					初恵美須村休
15日						
17日						
18日			旧15日正月休			正月15日休
22日		初恵美須村休			初文殊村休	
23日						
25日			旧15日正月休 午後村休青年会議 初文殊村休			
26日		旧メケ村休				
28日						
3月1日	農日に付き休み		午後村休			
4日				初文殊村休	初午村休 陸軍記念日村休	
9日		旧初文殊村休	初午村休 古井熊次除隊後 退に付午後休			
10日		初午村休		初午村休 彼岸中日村休		村休
12日						
16日	農日に付き休み		美囊日休			
18日						
21日						
22日						
4月1日		神武天皇祭休	神武天皇祭休	神武天皇祭休	旧節句村休 神武天皇祭休	神武天皇祭休 旧節句村休
3日						
10日		西光寺野水利 組合成功村休				
12日				旧節句休		
14日						
16日		旧節句村休				郡招魂祭村休
17日				郡招魂祭村休		
18日					郡招魂祭村休 天長節休	
27日						
29日						
5月6日					旧花休	
9日						
14日			旧4月花村休 郡招魂祭村休			旧4月花休
15日				旧4月花村休		
19日						
6月26日	野休み		野休み			
27日		野休み				
7月9日				田祭り休 夏恵美須村休		夏恵美須村休 田祭村休
10日						
11日	田祭にて村休		夏恵美須村休		田祭休	
12日						

近代天皇制国家と
(時間の習俗)

六三

が急務であり、国民生活の改変は大きな課題であった。そのため日露戦後になると、各村の「風俗調査」なるものが行なわれ、生活の改善が叫ばれるようになる。

兵庫県飾磨郡教育会が、一九二二年に郡の「風俗調査」をまとめ、翌年出版したものによると、まず犯罪については「拘留者自身出獄者自身も、あまり罪悪と心得ないのか、一向平気なもので、人に合はず顔がないと云ふやうな態度は更になく、又送迎する人々も、一向罪人とも思はない態度であるから、何時迄立つても、其風儀が改まらない」とする。そこで犯罪者は「国法を遵奉しない勅語の御旨にそむいた不徳義」と認識せねばならないとする。しかし犯罪とは言つても、「七夕祭の際は何処にても、一般に粟黍等を盗みとるを、寧ろ当然の事となせる慣習あり」といった民衆の生活慣行もあり、それを「言語道断な不徳の行為である。公德上から云つても、又私徳の上から云つても、是非矯正しなければならぬ悪徳であるから、一町村又は一部落内に於て、充分堅き申合せをして相誠めなければならぬ。又一面青年会等で取締らしめるのもよい」とする。

伊勢参宮の様子については――

道中は、最も儉約をなす。而して夜中ま、遊廊に遊ぶものあり。下向の前日は、加古川或は姫路に宿泊し、電報又は端書にて自宅に通知す。参詣者の家にては、此通知により直ちに豫じめ新調しおきたる衣服即ち資産相応に立派なものを、加古川或は姫路に持ち行きて下向者に着更へしめ、子供に配与すべき土産の菓子を買ひ調へて帰路に着く。此日自宅にては、親戚懇意のもの等未明より相集り。弁当酒等を準備して午前九時頃より村内一同村端山際などに出迎へ下向者を持ちて弁当を開き、酒を飲み、酒氣に乘じ、伊勢音頭にてはやし立て、勇ましく帰宅す。……(略)……翌日早朝より、参詣者共同にて調へし弁当酒を携へ、広峰参りをなし、伊勢音頭にて嘸し立て、帰路姫路にて土産物を調へ、留守見舞を贈られし家々に贈る。……(略)……道中及広峰参詣の際、喧嘩するを誇りとす。遊廊に遊ぶ事、或は青年の飲酒及喫煙も此時より始まるもの、如し。

とある。まだ日常性から脱した「ハレ」の日としてのお伊勢参りの慣行が残っているが、これも「国廟に参拝するを以て、唯一の目的と心得て、宮廻りの前夜の如きは、特に潔斎して」参拝するよう提言されている。その場合、「四万六千の観音参り、又は大師参りと称するものが、青年男女をして下等なる情欲の奴隷たらしむる機会となるから困る。況して盆踊が催されると、一層此弊をして大ならしむる事となるから、矯正を要する」と、青年の性が取締りの対象となる。

また、「病神」などの「つまらぬ迷信」を「衛生の知識を与えて」打破することや、「俗謡の卑猥なるもの多し。各地方共聞くに堪へざるものあり。之は是非改良を要す」ことが提言されている。「言葉遣」についても、「貴賤上下の区別を明らかにする」ことが望まれ、「年中行事」も「村の休日を作るべく日曜日と一致せしめて、之を励行するように」要請されてくる。^⑤

日露戦後の「世界一等国」意識の台頭の下で、文明化の論理によって人々の生活が改変され、私生活を国家に従属させようとする主張が前面にあらわれてくる。その先頭に各地の教育会が立ち、学校教育にも国家主義的な行事が持ち込まれるようになる。^⑥ 日露戦後は、近代天皇制国家が国民統合に新しい段階を劃し、民衆の生活文化の破壊を一層推し進めた時期である。

- ① 柳田国男「故郷七十年」一九五八年（朝日選書、一九七四年）一三・五九―六〇・七七―八頁。福崎町の戦前の農村構造については、拙稿「初期小作争議の一事例」（三好正喜編著『戦間期近畿農業と農民運動』校倉書房、一九八九年）を参照。
- ② 高岡尋常小学校「福崎村風俗調査」（福崎町高岡小学校所蔵）。福崎町史編集委員会編『福崎町史』第四卷（福崎町、一九九一年）九二〇―九四五頁に収録。なお本稿で使用した史料で、特に断りのないものは、『福崎町史』第四卷による。
- ③ 佐用町史編さん委員会編『佐用町史』中巻（佐用町、一九八〇年）六二―五―八頁。
- ④ 柳田国男「年中行事覚書」一九五五年（講談社学術文庫、一九七七年）六六頁。
- ⑤ 節磨郡教育会「節磨郡風俗調査」一九二二年（名著出版、一九八三年）二四・三〇・五二―三・六六・九一・一二七・一三四・一九三頁。

⑥ 山本信良・今野敏彦『近代教育の天皇制イデオロギー』（新泉社、一九七三年）参照。

〔付記〕 本稿の作成にあたっては、三木美子氏や福崎町史編集室の方々のご助力を得た。記して感謝したい。

（本学文学部非常勤講師）